

令和8年度入園のしおり



〒289-2241

千葉県香取郡多古町多古2000番地6

幼保連携型認定こども園

電話 0479-76-6050

FAX 0479-76-7021

E-mail kodomoen@town.tako.chiba.jp



【令和7年10月調整】

多古こども園 園歌

作詞・作曲 小島嵩弘

みんなで手をたたこう さあ元気に手をたたこう
坂道越えれば見えてくる 多古こども園

青い空に浮かぶ マシユマロみたいな雲
手を伸ばせば届く? せうのでジャンプ!
(ジャンプ!)

泣いてる子がいたら 優しく声かけよう
仲良く一緒に遊ぼう 今日も ありがとう

菜の花 あじさいも トンボ 金魚 稲穂も
先生 友達も みんなで ワッハッハ
(ワッハッハ)

青い空に浮かぶ マシユマロ 大きな夢
いつか つかめるよう せうので ジャンプ!
(ジャンプ!)

園歌 動画



1 幼保連携型認定こども園とは

幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体的に行うことにより、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。

家庭の状況により、教育・保育認定区分が決定されますが、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

2 利用のための認定について（1号認定、2号認定、3号認定）

認定こども園や保育所、幼稚園等の利用を希望する場合は、利用のための認定（「子ども・子育て支援支給認定」といいます。）を受ける必要があります。

利用のための認定は下表のとおり3区分あり、認定を受けるための手続きは、多古こども園への入園の申請書をもって同時に行います。

< 3つの認定区分表（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号）>

年齢区分※	認定区分	認定時間	対象者
3歳児以上	1号認定	教育標準時間	幼児教育を希望
	2号認定	保育短時間 保育中間時間	保育を希望
3歳児未満	3号認定	保育標準時間	〔保育が必要な事由に 該当する方のみ〕

※年齢区分は入園年度4月1日時点の満年齢

3 多古こども園の利用について

(1) 幼児教育・通常保育時間

① 幼児教育（1号認定）

月曜日から金曜日 「教育標準時間」

午前9時00分から午後3時00分まで

県民の日、夏季休業、冬季休業及び年度末等はお休み

② 通常保育（2号認定・3号認定）

月曜日から金曜日 「保育短時間」

午前8時30分から午後4時30分まで

「保育中間時間」

午前8時00分から午後6時00分まで

「保育標準時間」

午前8時00分から午後7時00分まで

③ 希望保育（3号認定）

土曜日 「保育短時間」

午前8時30分から午後1時00分まで

「保育中間時間・保育標準時間」

午前8時00分から午後1時00分まで

(2) 預かり保育（1号認定）

ご家族の緊急な都合等で幼児教育の時間外に保育を希望する場合に、30分につき50円で預かります。

（翌月の集金となります。）

(3) 一時保育（1号認定）

ご家族の緊急な都合等で土曜日・休業日（夏休み等）に保育を希望する場合は、13ページにある一時保育をご利用ください。

（翌月の集金となります。）

(4) 時間外保育（2号、3号認定）

就労等により、ご家庭で見守る方がいない場合に限り、通常保育または希望保育の時間外や土曜日に保育を希望する場合、30分につき50円で預かります。

（翌月の集金となります。）

(5) 開園時間

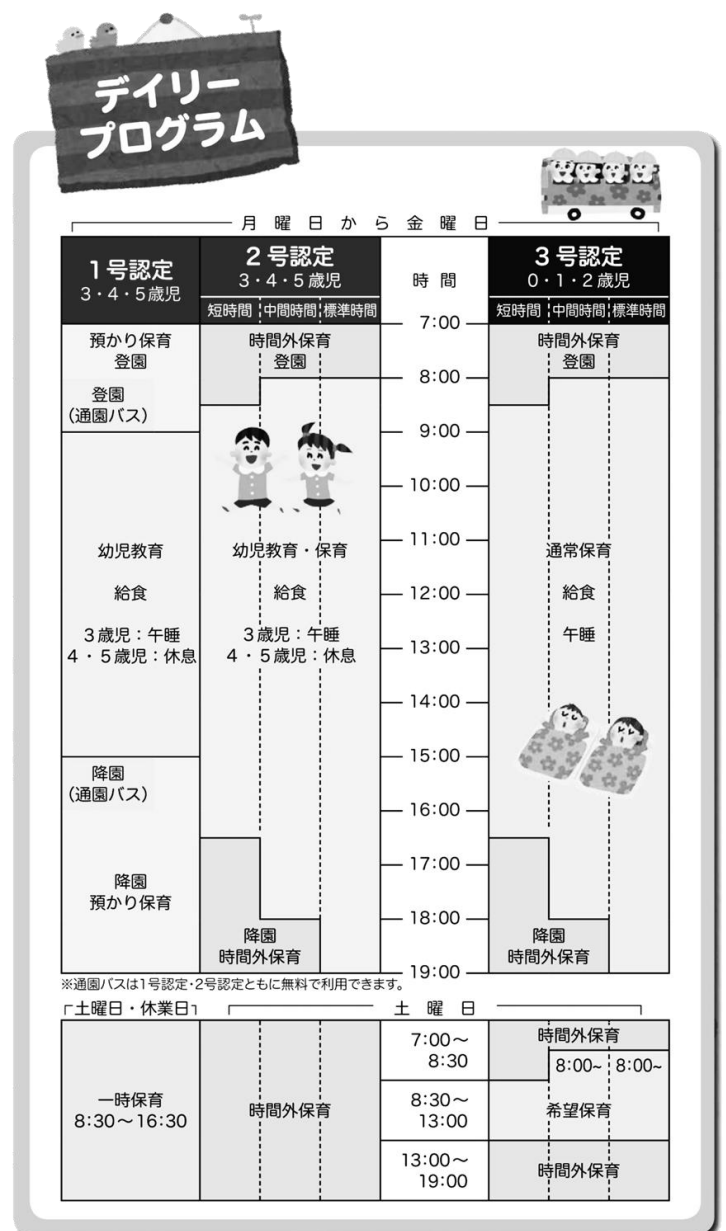
午前7時00分から

午後7時00分まで

上記時間を超える保育は行っていません。

(6) 休園日（保育を行わない日）

休園日・・・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）



4 入園するには

(1) 入園申込みができる方

① 1号認定の場合

多古町に住所のある3歳児以上のお子さんで、幼児教育のみを希望される場合に申込みができます。

② 2号認定及び3号認定の場合

多古町に住所のある0歳児(生後6か月以降)から5歳児までのお子さんで、保護者が、次のいずれかに該当し、ご家庭で保育ができない場合に申込みができます。(○…認定可 ×…認定不可)

理由	内容	認定時間			追加書類等
		短	中	標	
就労(※1)	父母ともに月48時間以上120時間未満の就労	○	×	×	
	父母ともに月120時間以上の就労	○	○	○	
妊娠・出産	出産前2か月間	○	×	×	母子手帳
	出産後2か月間	○	○	○	母子手帳
育児休業	既に保育を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要である場合	○	×	×	
疾病・障害	保護者に病気や心身に障害がある場合	○	○	○	診断書または障害者手帳
介護・看護	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護している場合	○	○	○	診断書または障害者手帳
災害復旧	震災・風水害・その他の災害の復旧にあたっている場合	○	○	○	り災害証明書
求職活動	起業準備を含む。3か月を限度	○	×	×	
就学(※2)	月48時間以上120時間未満の就学	○	×	×	在学証明書
	月120時間以上の就学	○	○	○	
虐待・DV	虐待・DVのおそれがある場合	○	○	○	
その他	上記の類する状態として町長が認める場合	○	○	○	

(※1)フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内での労働など、基本的にすべての就労を含み、通勤時間・休憩時間を含む

(※2)職業訓練校等における職業訓練も含む

(2) 年度当初(4月)の入園を希望する方

- ① 11月 入園申込書配布 多古こども園まで書類を取りに来てください。
- ② 12月 申込み受付 記入した申込書と添付書類を多古こども園へ持参してください。
- ③ 1月 親子面接 お子さんの様子や家庭状況、書類等の確認をします。
- ④ 1月 認定審査 申込書や添付書類、③親子面接をもとに、保育に欠ける要件等を総合的に審査し、定員の範囲内で入園者を決定します。
- ⑤ 2月 入園予定者説明会 準備していただく持ち物や注意事項等について説明をします。
- ⑥ 3月 認定証交付 各認定区分に応じた認定証の交付を行います。(郵送による通知)
- ⑦ 3月 保育料決定通知 保護者の所得(町民税額)に応じて保育料を決定し、通知します。

(3) 年度途中の入園を希望する方

年度の途中からの入園も随時受付をしています。入園は毎月1日からとなりますので、月の途中からの入園はできません。(月途中から利用する場合は一時保育をご利用ください)

入園を希望する月の前々月末までに、関係書類を整えて申込みをしてください。ただし、3月入園の申込み期限は2月入園と同日になりますのでご注意ください。

- 例) 令和8年7月入園を希望する場合→令和8年5月30日までに申込み
令和9年3月入園を希望する場合→令和8年12月28日までに申込み

(4) 他市町村の保育園等に入園を希望する方(管外委託)

保護者の都合で勤務先に近い保育園を利用したいなどの理由により、他市町村の保育園等への入園を希望する場合は、多古こども園事務室へご相談願います。

入園の決定は、相手方の市町村と協議を行ってからとなります。4月1日からの入園を希望する場合は、前年の11月頃から市町村間で協議を行いますので、早めのご相談をお願いします。

5 入園申込みに必要な書類(多古こども園窓口にて配布)

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所(園)申込書
- ② アレルギー疾患調査票
- ③ 就労証明・申立書 ※ 2号認定及び3号認定の場合のみ提出
- ④ その他書類(年齢によって異なります。詳細は窓口にてご確認ください。)

6 入園にあたっての注意事項

(1) 求職中の期限付き入園

入園申込みの際、入園を希望するお子さんの保護者等に求職中の方がいる場合は、3か月の期限付きでの入園となります。

その方の勤務が決まった時点で、速やかに就労証明書・申立書の提出をお願いします。

入園後3か月以内に就労証明書・申立書の提出がない場合は、0、1、2歳児のお子さんは退園となりますのでご注意ください。(3、4、5歳児のお子さんは1号認定となります。)

(2) 育児休業中の入園

育児休業中に新規に入園することはできません。

すでに在園しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合は、育児休業を取得する旨を証明する雇用主からの証明書を提出していただくことで、引き続き在園することができます。

この場合、生まれたお子さんが満1歳を超えた最初の3月31日まで在園することができます。就業に復帰した場合は、速やかにご連絡ください。

7 変更申請が必要になる場合と申請について

(1) 変更が必要となる場合

- ① 住所や家族構成が変わった場合
- ② 2号認定・3号認定のお子さんが保護者の退職等により家庭で保育が可能になった場合
- ③ 勤務先が変わった場合
- ④ 支給認定時間を変更したい場合
- ⑤ 求職や妊娠の期限が終わった場合
- ⑥ その他不明な点は多古こども園事務室までご相談ください。



(2) 支給認定等変更の手続き

年度の途中に、勤務内容の変更等により支給認定の変更をする場合は、変更月の前月20日までに変更申請をしてください。変更申請に必要な書類は多古こども園事務室にあります。

提出期限の20日を過ぎてしまうと翌々月からの変更となってしまいますので、早めの申請をお願いします。(さかのぼっての変更は行いません。)

また、虚偽の申請や申出を行った場合は、子ども・子育て支援法施行令第3条の規定により認定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

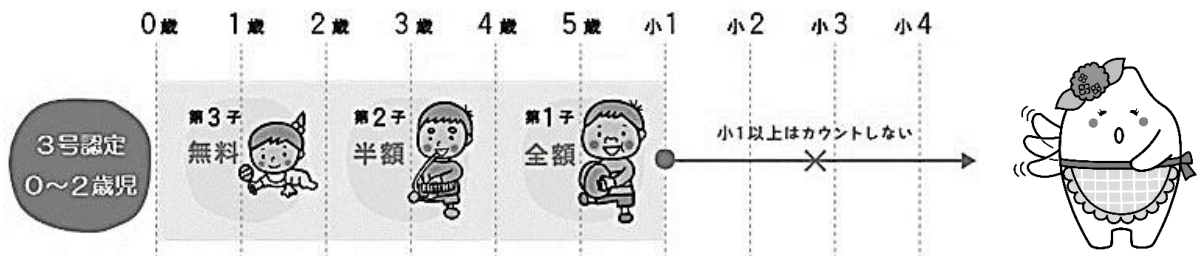
8 保育料について

(1) 保育料の決定

- ① 3歳児～5歳児の保育料は無償(一律0円)です。
※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前の3年間です。
- ② 0歳児～2歳児の保育料は、認定区分認定時間及び保護者の町民税所得割額※によって決定します。
※4月から8月までは前年度、9月から3月までは本年度の町民税所得割額
- ③ 保育料を決定するための町民税所得割額を計算する際は、父母の町民税所得割額を合算したものを基に算出します(調整控除以外の税額控除※は適用されません。)
※寄付金税額控除、外国税額控除、配当所得控除、住宅借入金等特別税額控除等
- ④ ひとり親等※の世帯に対する保育料の減免があります。
※次に該当または有する世帯 母子、父子、寡婦、障害者手帳、療育手帳、特児手当、障害基礎年金等

(2) 保育料の軽減

- ① 兄弟・姉妹がいる場合、保育料は年齢の高い順から2人目は半額、3人目以降は無料です。
0歳児から5歳児までのお子さんが対象です。



- ② 年収約360万円未満相当の世帯の場合は、軽減措置が拡充されます。(保育料表太枠部)

a. 第3A階層から第4A階層までの二人親世帯の保育料

生計が同じ子ども全てが対象で、第2子を半額、第3子以降は無料です。

b. 第3A階層から第4C階層までのひとり親世帯等の保育料

生計が同じ子ども全てが対象で、第1子を半額※、第2子以降は無料です。

※保育料表()内の金額がひとり親世帯等の第1子の半額の保育料となります。



※生活保護世帯やひとり親世帯等で、市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

(3) 多古こども園の保育料一覧表

- ① 1号認定及び2号認定は、保育料・給食費ともに無償です。
- ② 3号認定の保育料は、下表のとおりです。給食費は無償です。

階層 区分	定 義 (町民税所得割額)	3歳未満児(3号認定保育料)			3歳以上児 (1号・2号認定)
		標準時間	中間時間	短時間	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	町民税所得割課 税額非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
第3A	24,300円未満	11,500 (2,350)	11,000 (2,200)	10,000 (1,900)	0
第3B	24,300円以上 48,600円未満	13,500 (2,950)	13,000 (2,800)	12,000 (2,500)	0
第4A	48,600円以上 57,700円未満	16,500 (4,150)	16,000 (4,000)	15,000 (3,700)	0
第4B	57,700円以上 72,800円未満	16,500 (4,150)	16,000 (4,000)	15,000 (3,700)	0
第4C	72,800円以上 77,101円未満	18,500 (4,750)	18,000 (4,600)	17,000 (4,300)	0
第4D	77,101円以上 97,000円未満	18,500	18,000	17,000	0
第5A	97,000円以上 133,000円未満	25,500	25,000	24,000	0
第5B	133,000円以上 169,000円未満	28,500	28,000	27,000	0
第6A	169,000円以上 235,000円未満	36,500	36,000	35,000	0
第6B	235,000円以上 301,000円未満	39,500	39,000	38,000	0
第7	301,000円以上 397,000円未満	45,500	45,000	44,000	0
第8	397,000円以上	53,500	53,000	52,000	0

※()内の金額は、ひとり親等の世帯に該当する場合の保育料です。

※給食費は、多古町在住の園児が無償の対象です。

(4) 年度途中の保育料変更について

- ① 修正申告等により、町民税所得割額の変更や、世帯の変更等があった場合は、保育料が変更になることがありますので、変更があった場合は速やかに多古こども園までご連絡ください。
- ② 税書類の提出がない場合や未申告の場合は、暫定※で第8階層に決定します。
※書類の提出や申告された後に、再決定します。

9 保育料の支払いについて

保育料は、毎月保護者の口座から引落しします。

口座振替依頼書を記入し、金融機関窓口にて手続きをお願いします。

(すでに兄弟姉妹が在園中で、口座振替を利用している場合は手続き不要です。)

引落日が近くなりましたら、預貯金残高の確認をお願いします。

※保育料を3か月以上滞納した場合は、退園となる場合がありますので、十分ご注意ください。

※保育料の滞納が続く場合は児童手当法第22条の規定により、児童手当から徴収しますのでご了承ください。

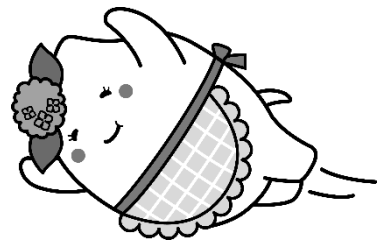
【令和8年度 口座振替予定日】

4月分	4月30日	8月分	8月31日	12月分	12月25日
5月分	6月1日	9月分	9月30日	1月分	2月1日
6月分	6月30日	10月分	11月2日	2月分	3月1日
7月分	7月31日	11月分	11月30日	3月分	3月31日

10 継続入園に係る現況調査の実施について

毎年2月に継続入園を希望する2号認定及び3号認定のお子さんを対象に、お子さんの家庭状況や保護者の方の勤務状況等を確認するための書類(現況届、就労証明書・申立書等)の提出をお願いします。

就労証明書・申立書等の提出がない場合や、勤務実態がないと判断される場合は認定変更または退園していただくことがありますので、ご了承ください。



11 多古こども園への連絡について

当日の出欠席については、多古町公式 LINE から午前0時～9時の間で連絡できます。
お電話の場合は、午前8時30分から午前9時までの連絡にご協力をお願いいたします。
また、欠席や遅刻の連絡がなく、未登園の場合は確認のお電話をさせていただきます。

12 健康管理

保育中に体調の悪くなったお子さんに保健的対応をするため、保健室に看護師が常駐しています。
ご家庭においても登園前のお子さんの健康状態に注意してください。特に、朝食や排便は済ませてから登園してください。

こども園では、園児の健康管理 37.5 度以上の発熱や下痢、嘔吐の症状が見られた場合や、いつもと様子が違うときなどはご家庭に連絡させていただきますので、連絡がつながるようにご協力をお願いします。
(迎えをお願いする場合があります。)

発熱、下痢、嘔吐及び、ご家庭で頭を打ったときなどは、翌日1日はご家庭で経過を見ていただいています。翌々日の登園の目安として、発熱は解熱して1日以上経過していること。下痢は、普通便になっていること。いずれも、食欲があり機嫌もよく、いつもどおりの生活ができることです。

症状を抑える薬(解熱剤・鎮痛剤等)を服用した場合は、服用後24時間経過しても症状が現れないことを確認してから登園してください。また、予防接種や、抜歯等の麻酔を使用した治療を受けた後など、安静を必要とされている状態での登園はできません。

骨折や捻挫などのけがは、医師の登園許可がおりても一度登園前にご相談ください。月齢や症状によっては登園できない場合があります。

感染症のお子さんが登園する場合は、医師の診察を受け、保護者が記入した「感染症回復に係る登園届」を提出してください。

下記に記載のないものについては多古こども園にご相談ください。また、書類は事務室前カウンターに置いてありますので、声を掛けてください。

(1) 医師の診断を受け、保護者が記入した「感染症回復に係る登園届」を必要とする感染症

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①新型コロナウイルス感染症 | ⑭マイコプラズマ肺炎 |
| ②インフルエンザ | ⑮手足口病 |
| ③麻疹(はしか) | ⑯伝染性紅斑(りんご病) |
| ④風しん(三日はしか) | ⑰感染性胃腸炎(ノロ、ロタなど) |
| ⑤水痘(水ぼうそう) | ⑱ヒトメタニューモウイルス |
| ⑥流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | ⑲ヘルパンギーナ |
| ⑦咽頭結膜熱(プール熱・アデノウイルス) | ⑳RSウイルス感染症 |
| ⑧流行性角結膜炎(はやり目) | ㉑クループ |
| ⑨百日咳 | ㉒EBウイルス |
| ⑩結核 | ㉓带状疱疹 |
| ⑪腸管出血性大腸菌感染症(O157など) | ㉔突発性発疹 |
| ⑫急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎 | ㉕伝染性膿痂疹(とびひ) |
| ⑬溶連菌感染症 | ㉖その他 |

{ ヒトメタニューモウイルス、EBウイルス、でんせんせいなんぞくしゅ伝染性軟属腫(ミズイボ)、
がこうそう驚口瘡(口腔内カンジダ症)、しらみ(アタマジラミ)等 }

(2) 与薬を必要とする場合

保育時間内での与薬は、原則として行いません。

ただし、特別に医師の指示により服用を要する場合は、ご相談ください。

与薬が必要な場合でも、ご家庭で服用することができる場合は、自宅をお願いします。



13 登園・降園時の送迎

お子さんの送迎や引き渡しは、保護者の責任でお願いします。保護者及びご家族（以下「保護者等」という。）以外の方がお迎えや引き渡しを行う場合は、必ず事前にその旨のご連絡をお願いします。ご連絡がない場合または中学生以下の方のみのお迎えの場合は、お子さんの引き渡しは行いません。

3歳児以上のお子さんは、通園バスにより登降園することができます。通園バスの利用を希望する場合はあらかじめ申し出をお願いします。

(1) 保護者等が送迎するお子さん

0、1、2歳児及び3歳児以上で通園バスを利用しないお子さんは、保護者等で送迎をお願いします。

お子さんの引き渡しは、エントランスで行います。ただし、「午前7時から午前8時」と「午後6時から午後7時」の間の送迎は、「たこ・こどもルーム」となります。

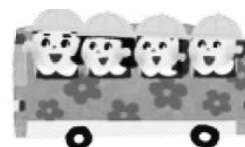
(2) 通園バスを利用するお子さん

- ① 通園バスを利用できるお子さんは、町内に在住していなければなりません。
- ② 降園時のバス利用についての連絡は、必ず午後2時30分までをお願いします。
- ③ バス停は、従来から多古こども園のバス停として利用している場所が基本となります。道路の状況や停車スペース等を勘察し、多古こども園で決定しますので、ご了承ください。
- ④ 登園時に、決められたバス停にお子さんがいない場合は、停車せずに通過して次のバス停に向かいます。また、降園時も、決められたバス停に保護者等の迎えの方がいない場合は、お子さんは通園バスに乗ったまま、多古こども園まで戻ってきます。保護者等が迎えに来るまで多古こども園でお預かりしますので、お迎えをお願いします。この場合、時間外保育料がかかることがありますのでご注意ください。
- ⑤ 降園時に、決められたバス停でのお迎えが保護者等以外の方になる場合は、必ず事前にその旨のご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、お子さんの引き渡しは行いません。また、バス停のお迎えが中学生以下の子どもの場合、ご家族であっても引き渡しは行いません。この場合も、お子さんは通園バスに乗ったまま多古こども園まで戻ってきますので、お迎えをお願いします。
- ⑥ バス停には、停車時間の5分前には到着して、通園バスをお待ちください。道路状況等により、多少遅れる場合がありますので、ご了承ください。
- ⑦ 通園バスを待っている間は、お子さんから目を離さず、手をつないで静かにお待ちください。人数が多いときは並んで通園バスを待ち、乗車するときは一列に並んで順序良く乗るようにお願いします。交通安全には十分注意してください。
- ⑧ バス停への送迎に自家用車を使用する場合は、近隣の方の迷惑とならないようにお願いします。
- ⑨ 午睡用布団・おむつはバスに乗せず、保護者の方が園まで持参してください。
- ⑩ バス乗車時、傘はお子さんに持たせないでください。レインコートは乗車時に脱がせてください。
- ⑪ 台風等の影響により、通園バスの運行が危険な場合は、運休することがあります。この場合は、マチコミメールを利用して保護者に連絡をします。

(3) 通園バスのコース及び時間

通園バスのコースは、次の6コースとなります。登園時は、午前8時に各車庫を出発し、各バス停に向かいます。降園時は、午後3時に多古こども園を出発します。

- 赤色コース・・・常磐方面
- 青色コース・・・久賀方面（井戸山、高津原、大穴、御料地、十余三）
- 黄色コース・・・久賀方面（大門、出沼、本三倉、次浦、西古内、多古地区）
- 水色コース・・・中村方面
- 緑色コース・・・多古地区、染井、飯笹、間倉、佐野方面
- 桃色コース・・・多古地区、島、牛尾方面



14 持ち物・服装について

(1) 年齢別持ち物

登園の際は、玩具や金銭などは持たせないようにしてください。

ただし、生活上手放せない物がありましたら、担任までご相談ください。

帰宅後は、お子さんの所持品（通園カバン、ポケット等）を必ずご確認ください。

多古こども園からの連絡事項等のおたよりが入っている場合があります。

お子さんが身に着ける物や持ち物は、必ずすべて記名をしてください。

エプロン・台敷き・手拭きタオルは汚れてもよい物を持たせてください。

ヘアゴムなど記名できない物については、失くしても困らない物を使用してください。

持ち物が写真で確認できます



※(多古こども園)持ち物についてをご覧ください。

持ち物	詳細	年齢別					
		0	1	2	3	4	5
午睡用布団	布団・布団カバーは、掛け布団・敷布団ともに上部中央に白布を縫いつけて大きく名前を書いてください。 ※布団の手入れ日（持ち帰り日）は、学年だよりやマチコミでお知らせします。持ち帰りましたら、布団を干し、カバーを洗ってください。	●	●	●	●		
布団カバー	布団が全部入る、すっぽり型のカバーをつけてください。（ファスナー式）	●	●	●	●		
洗たく物バック	入口がしぼれる巾着型のビニール袋。	●	●	●	●	●	●
着替え	脱ぎ着しやすい衣服を用意してください。（3歳までは3組、4歳は2組、5歳は1組）	●	●	●	●	●	●
着替え袋	入口がしぼれる巾着型の着替えが入る大きさの袋を用意してください。	●	●	●	●	●	●
台敷き	ハンドタオル。毎日2枚使います。（給食用・おやつ用）	●	●	●	●		
エプロン	ハンドタオルにゴムを通した物。（毎日2枚）	●	●	●			
エプロンバッグ	台敷き・エプロンを入れるバッグです。キルティング地の手さげバッグ（縦25cm×横25cm程度）で、白布に大きく名前を書いてください。	●	●	●			
ウェットティッシュ	食事やおやつ後に手や顔を拭くため、手・口拭きとりウェットティッシュ（ノンアルコール）詰替用を使用します。0、1、2歳児は2個	●	●	●	●		
手拭きタオル	ハンドタオルの大きさと、下げひもがついた物。	●	●	●	●	●	●
カラー帽子	帽子の左手側に名前を書き、3歳までは名前の近くにアップリケなどで目印をつけてください。		●	●	●	●	●
帽子	0歳児は市販の帽子を使います。ゴムつきの物に名前を記入してお持ちください。	●					
防災頭巾 防災頭巾カバー	頭巾の両側に大きく名前を書いてください。カバーにアップリケなどで目印をつけてください。 ※0歳児は、多古こども園の物を使います。		●	●	●	●	●
通園バッグ (手さげバッグ)	キルティング地の手さげバッグ（縦35cm×横45cm程度） 白布に大きく名前を書いてください。 2歳までの方は片面に外ポケットをつけてください。（縦20cm×横25cm程度のおたより帳を入れます。）	●	●	●	●	●	●

持ち物	詳細	年齢別					
		0	1	2	3	4	5
粉 ミ ル ク	缶、箱、または、ケースに入った袋で用意してください。※園に置いておきます。	●	※0歳児で哺乳が必要な方のみ				
哺乳ビン・袋	飲む回数分を袋に入れてください。	●					
マグマグ・袋	割れにくい物。200cc程度入る物。 巾着袋に入れてください。 ※巾着袋は大きめの方が子どもにとって使いやすいです。	●					
コップ・袋	割れにくい物。200cc程度入る物。 巾着袋に入れてください。 ※巾着袋は大きめの方が子どもにとって使いやすいです。		●	●	●	●	●
置き靴	外遊び用の靴。 (歩くことのできるお子さんは、園に置きます。)	●	●	●	●	●	●
置き靴用袋	入口がしぼれる巾着型のビニール袋。	●	●	●	●	●	●
上履き	サイズに合った白いパレーシューズ。 余裕のある物の方が履きやすいです。 ※2歳児は使用開始時期を入園後通知します。			●	●	●	●
上履き袋	上履きが入る大きさの物。			●	●	●	●
箸セット・袋	スプーン・フォーク・箸の3点セット。 コップとは別の巾着袋に入れてください。 ※箸の使用開始時期については、担任よりお知らせします。			●	●		
通園カバン	ショルダーカバン。 (色は自由・弁当箱が入るサイズ)				●	●	●
歯ブラシ	歯磨き粉、歯ブラシキャップは使用しません。 ※使用開始時期については、入園後通知します。					●	●
水筒	割れにくい物。(5月～使用)		●	●	●	●	●
口拭きタオル・袋	タオルハンカチ。 巾着袋に入れてください。					●	●
水遊び用具等	夏に水遊びを行いますので、3歳児以上は水着等が必要になります。時期になりましたらお知らせしますので、準備をお願いします。				●	●	●
おむつ	紙おむつを使用します。 <u>おしりの部分</u> に1枚ずつ名前を書いてください。 おむつは多古こども園で処分します。 おむつ処理用のレジ袋 (大45号以上・1締め100枚程度) ※縦53cm横30cmマチ15cm以上のサイズ 大使用のビニール袋(小・1締め100枚程度)を持ってきてください。	※必要な方のみ					
おしりナップ	ケースに入れて持ってきてください。 (詰替用を1袋用意してください。)	※必要な方のみ					
ボックスティッシュ	1箱	全学年共通。年2回ほど集めさせていただきます。 ※無記名で持たせてください。					
雑巾	2枚						

(2) 1号認定及び2号認定のお子さんの教材・用具一覧表

申込用紙は別途配布しますので、下表についてご注文ください。

教材・用具一覧表

① 一括購入教材・用具 ※1

【 ※ 参 考 価 格 】

用 具 名	金 額 (内 税)			備 考
	3歳児	4歳児	5歳児	
出席ノート	400 円	470 円	470 円	
出席シール	270 円	300 円	300 円	
名札用台紙	120 円	120 円	120 円	徒歩、バスの印
名札	270 円	270 円	270 円	バッチ (クラスカラー)
自由画帳	420 円	420 円	420 円	B4 サイズ
誕生カード	170 円	240 円	200 円	
粘土 ※2	350 円	350 円	350 円	ホワイト粘土 500g
製作バインダー	580 円	580 円	490 円	作品綴じ
ワーク			430 円	たのしいワーク③
カラー帽子	950 円	950 円	950 円	メッシュ帽子 (クラスカラー)
①一括購入合計金額	3,530 円	3,700 円	4,000 円	全 員 購 入

② 希望購入教材・用具 ※1

【 ※ 参 考 価 格 】

粘土ケース	320 円	320 円	320 円	
クレヨン	700 円	700 円	700 円	16色 ゴムつき
はさみ ※3	530 円	530 円	530 円	キャップつき
道具箱	450 円	450 円	450 円	紙製 縦長
のり	240 円	160 円	160 円	3歳児：ひまわりのり 4・5歳児：アラビックのり
防災頭巾セット ※4	4,100 円	4,100 円	4,100 円	防災頭巾とカバーのセット
防災頭巾のみ	3,000 円	3,000 円	3,000 円	防災頭巾単品
カバーのみ ※4	1,100 円	1,100 円	1,100 円	カバー単品
② 希望購入合計金額	6,340 円	6,260 円	6,260 円	希望する物のみ購入

③ 新入園児購入教材・用具 ※1

【 ※ 参 考 価 格 】

氏名印	200 円	200 円	200 円	新入園児のみ購入
-----	-------	-------	-------	----------

※1 基本的に、①の全ての物、②の内希望する物、新入園の方は③を、併せてご購入ください。

※2 粘土は、衛生面を考え、1年間使用する毎に再度購入してください。

※3 はさみを希望する方は、右利き用、左利き用を選択できます。

※4 防災頭巾のカバーを希望する方は、カバーの色 (青・赤) を選択できます。

(3) 服装

① すべての持ち物・身に着ける物に名前を書いてください。

② 着脱しやすい物。動きやすく、汚れてもよい服装。フードつきは危険なので避けてください。

③ 靴は履きやすく、サイズの合っている物。サンダルやクロックスなどの脱げやすい物や、ブーツ、パンプスなどは避けてください。登園時の靴も、運動靴やスリッポンなどの、かかとと甲が覆われた物を履いてきてください。

15 給食

(1) 0歳児から3歳児まで

多古こども園で調理した給食を提供します。

(2) 4歳児及び5歳児

学校給食センターで調理した給食を提供します。

(3) 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーをお持ちのお子さんは、医師の診断により代替メニューを提供します。該当するお子さんは、多古こども園にご相談のうえ、医師が記入した「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。単なる好き嫌いだけでの受付は行いません。特別な食物アレルギーの方は、ご相談のうえ、弁当を持参していただく場合があります。

16 一時保育事業

(1) 概要

保護者の就労形態の多様化、保護者の疾病その他緊急時及び保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減する保育に対応するため、多古こども園において一時的保育事業を行っています。利用する場合は、「多古町一時的保育事業利用申込書」を提出してください。また、初めて利用をするお子さんが安全・安心に過ごしていただけるよう、事前に親子面談をお願いしています。

(2) 保育の形態

- ① 非定型的保育 保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となるお子さんに対し、原則として 1週間あたり3日を限度として実施
- ② 緊急保育 保護者等の疾病、入院その他の社会的にやむを得ない事由により、緊急または一時的に保育を必要とするお子さんに対し、月15日を限度として実施
- ③ 私的保育 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するために保育を必要とするお子さんに対し、1週間あたり2日を限度として実施

(3) 対象のお子さん

町内に住所のある、または出産、介護等で町内に里帰りをしている場合で、生後6か月以上小学校就学前のお子さん（里帰り出産の場合は出産日予定日の前後2か月が限度）

(4) 利用時間 多古こども園の休園日を除く午前8時30分から午後4時30分まで

(5) 保育料金	3歳未満のお子さん	4時間以上の利用	1日あたり 2,000円 (1,800円)
		4時間未満の利用	1日あたり 1,000円 (800円)
	3歳以上のお子さん	4時間以上の利用	1日あたり 1,400円 (1,200円)
		4時間未満の利用	1日あたり 700円 (500円)

※（ ）内は、土曜日利用の料金となります。土曜日利用の場合は、弁当及びおやつを持参してください。また、利用時間を超過した場合は、30分ごとに50円の追加料金が発生します。

※保育料金については、令和8年度から開始予定の「こども誰でも通園制度」の運用に伴い、変更となる場合があります。

17 子育て支援センター（たこ・こどもルーム）

- (1) 目的 子育てをする保護者の育児支援を行う
- (2) 事業内容 子育て支援相談、育児情報の提供、育児支援など
- (3) 対象者 町内に住所がある、または出産、介護等で町内に里帰りをしている保護者と、就学前の乳幼児
- (4) 利用時間 多古こども園の休園日を除く午前9時30分から午後3時まで
- (5) 費用 無料（材料費等がかかる場合もあります）
- (6) 直通電話 76-4444



18 虐待防止のための措置

当園は、子どもの人権擁護、虐待の防止のために必要な体制を整備し、虐待の防止や人権に関する啓発のための職員研修への派遣、受講をさせています。

子どもへの虐待と思われる場合には、児童虐待の防止等による法律の定めに従い、多古町子育て支援課・銚子児童相談所等の適切な機関に通告します。

基本理念及び目標

(1) 多古町幼児教育の基本理念

子ども一人ひとりが未来に夢と希望を持ち、「生きる力」を発揮することを目指し、家庭、地域社会と密接に連携して、幼児教育・保育を一体的に行います。

(2) 多古こども園の教育・保育目標

幼稚園・保育所それぞれの特性を活かした教育・保育を取り入れ、「心と体を育む」「可能性を育てる」「夢と希望を育む」の“3つの「育」”を基本として、未来を担う子どもたちに生きる力を育成します。

(3) 望ましい幼児像

① 健康な子ども

集団生活を通じて、健康な心と体を育て、元気で明るく活動できる。

② 思いやりのある子ども

異年齢での遊びや様々な経験ができる環境を通じて、豊かな心情や意欲、態度を育てる。

③ 自主性のある子ども

よく見て、よく聞いて自分で考え行動できる。

施設概要

郵便番号	289-2241
住所	千葉県香取郡多古町多古 2000 番地 6
類型	幼保連携型認定こども園
名称	多古町立多古こども園
電話番号	0479-76-6050
FAX 番号	0479-76-7021
E-mail	kodomoen@town.tako.chiba.jp
定員	380 名
認定日等	平成 26 年 3 月 19 日 千葉県児指令第 2975 号 平成 26 年 6 月 23 日 千葉県福祉のまちづくり条例適合証交付
開園日	平成 26 年 4 月 1 日
敷地面積	12,180.03 平方メートル
延床面積	3,723.03 平方メートル (R4.3 増築含)
構造規模	鉄骨造り (S 造)・地上 2 階建 (一部平屋建)
施設内容	保育室 (0 歳児～5 歳児) 17 室、保育室 (一時保育) 1 室、多目的ルーム 子育て支援センター (たこ・こどもルーム)、ホール (遊戯室)、ランチルーム 調理室、配膳室、保健室、応接室、事務室、ミーティングルーム (職員室) 絵本コーナー、エレベーターほか

多古の新米かあさん
Fukkura Tamako
ふくらたまこ

